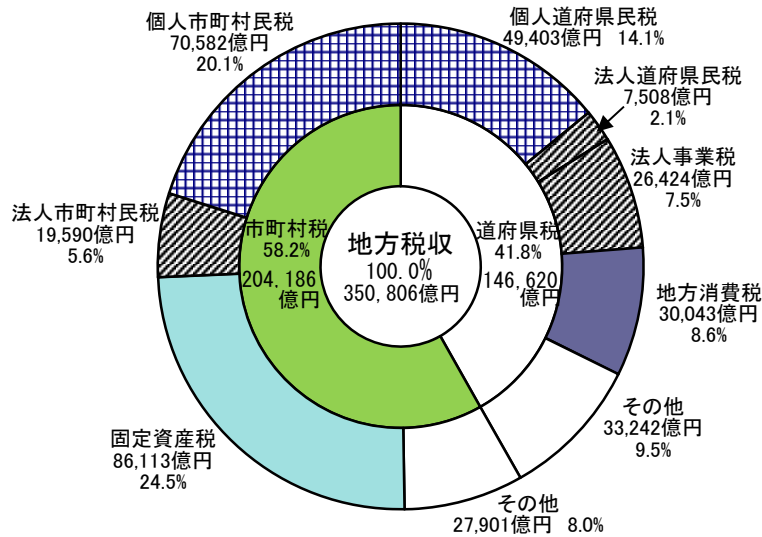


参 考 資 料

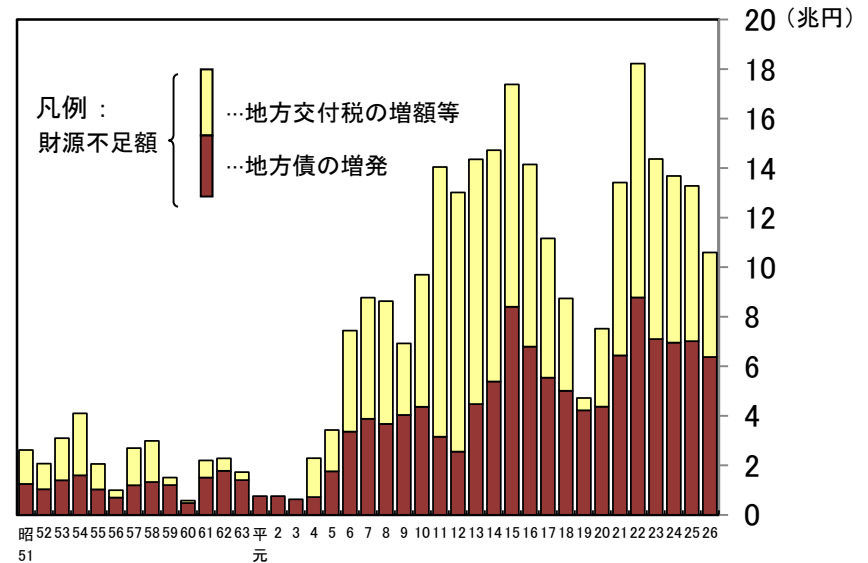
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方財政は、地方税収(35.1兆円)の約3割に相当する巨額の財源不足(10.6兆円)が生じており、極めて厳しい状況にある。
- 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)

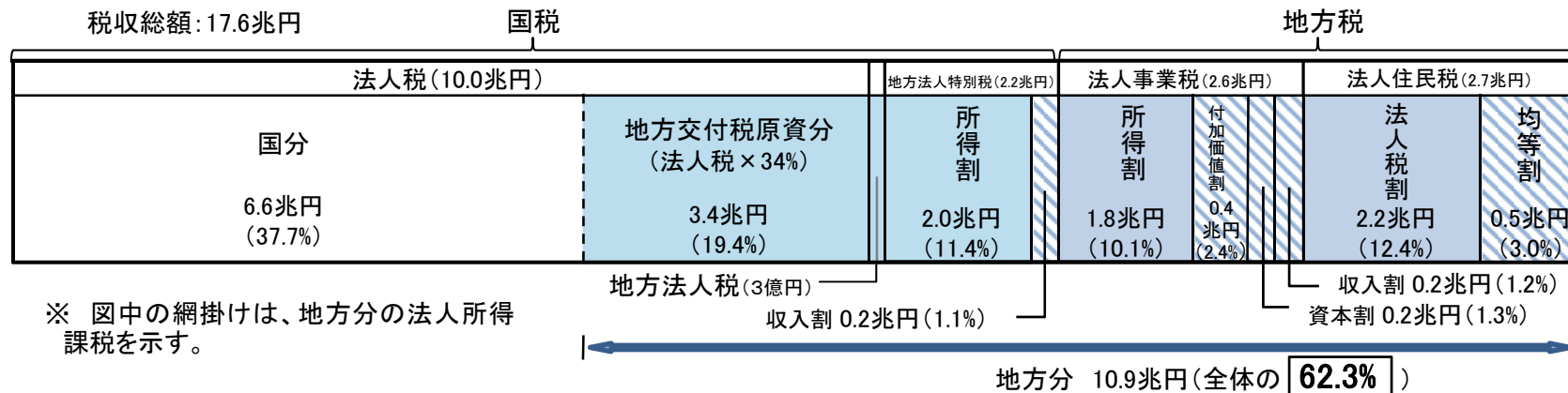


地方財政の財源不足の推移



法人関係税収の国・地方の配分(平成26年度予算・地方財政計画ベース)

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。



法人課税の概要(平成26年度改正ベース)

※ 税収はH26収入見込額

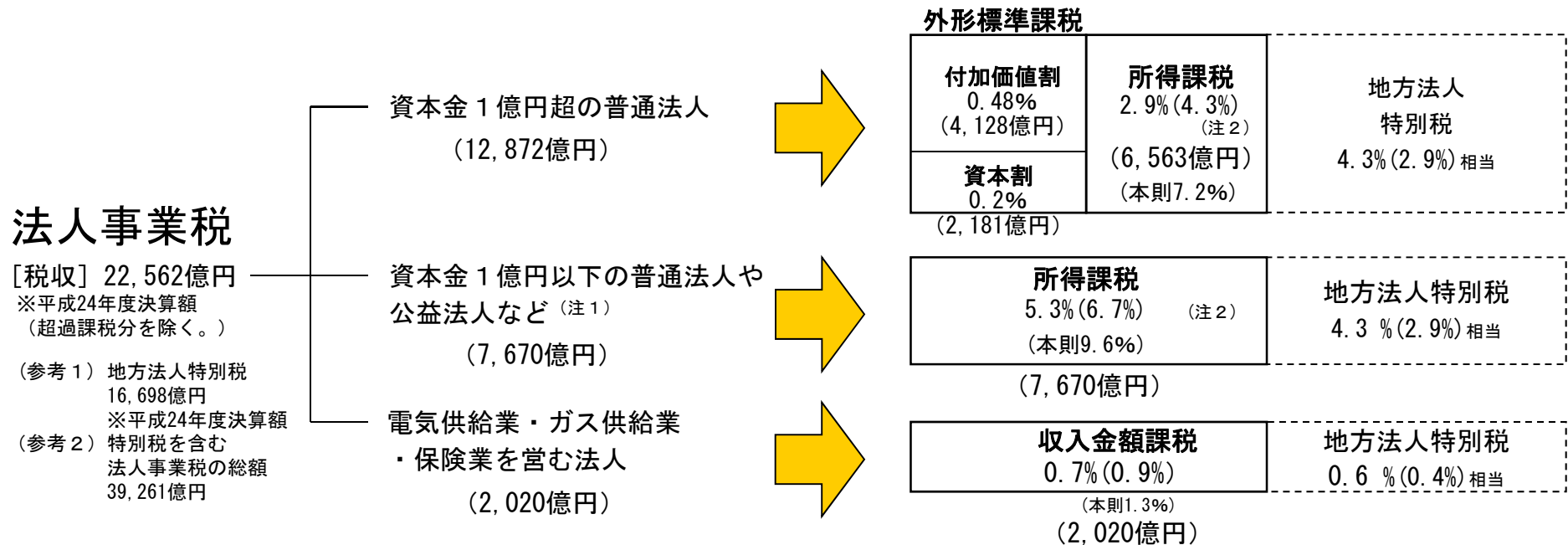
法人税 (国) 10.0兆円	※ 税収の34%は地方交付税の原資	所得	×	税率 25.5%	=	法人税額
	地方法人税 (国) ※新設 ※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部(約0.6兆円) を国税化したもの	法人税額	×	4.4%		

法人住民税 (県・市) 2.7兆円	法人税割 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td rowspan="2" style="font-size: 2em;">{</td><td>市</td></tr> <tr><td>県</td></tr> </table>	{	市	県	法人税額	×	12.3% (9.7%)		1.6兆円
			{	市					
		県							
均等割	法人税額	×	5% (3.2%)			0.6兆円			
						※ ()内はH26.10.1以後適用税率 0.5兆円			

法人事業税 (県) 4.8兆円 (2.2兆円) ※ ()内は地方法人特別税 (内数)	外形標準課税 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">{</td><td>付加価値割</td></tr> <tr><td>資本割</td></tr> </table>	{	付加価値割	資本割	【資本金1億円超の普通法人】 2.8兆円	所得	×	7.2%		2.2兆円
			{	付加価値割						
				資本割						
				付加価値額 (収益配分額+単年度損益)	×	0.48%			0.4兆円	
			資本金等の額	×	0.2%			0.2兆円		
		【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 1.6兆円	所得	×	9.6%			1.6兆円		
【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 0.4兆円	収入割	×	1.3%			0.4兆円				

法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。（注）法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設し、偏在性の少ない地方税体系の構築を進める。（平成20年10月1日以後に開始する事業年度から。）



- (注) 1 特別法人（農協・漁協・医療法人等）については3.6%の税率が適用される（本則6.6%）。
 2 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。
 ※ 税率は、平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度に適用される税率であり、平成26年10月1日以後開始する事業年度については（ ）内の税率が適用される。
 ※ 制限税率は標準税率の1.2倍。

法人事業税の沿革

昭和23年 営業税の廃止、事業税の創設

- ・ 道府県が法人及び個人が行う事業に対して所得を課税標準として課税する事業税の創設
- ・ 市町村は同率の附加税を課す

昭和25年 シャープ勧告による附加価値税の創設(昭和27年施行予定→延期)

- ・ 都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業および労働者がその地方に存在するために必要となつて来る都道府県施策の経費支払を事業とその顧客が、援助することは当然だからである
- ・ 最善の解決方法は、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計に課税標準を拡張してこれに税率を適用することである
(昭和24年8月「シャープ使節団日本税制報告書」)

昭和29年 附加価値税の廃止、事業税の創設(恒久化)

- ・ 附加価値税は一度も実施されることなく廃止され、附加価値税に代え、従来の事業税と特別所得税(※)を統合し、恒久的な制度として事業税を創設

※業務所又は事務所を設けて個人が行う医業、弁護士業、理容業等の特定の業務に対し、所得を課税標準として課税
税率：12%（年50万円を超える所得）

平成11年 政府税制調査会地方法人課税小委員会報告

- ・ 法人事業税の外形標準課税の課税標準について、事業活動価値、給与総額、物的基準と人的基準の組合せ、資本等の金額の4類型を提示。
- ・ 税収の安定化、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の向上、経済構造改革を進める効果等の外形標準課税の意義をあげ、「できるだけ早期にその導入を図ることが望ましい」ととりまとめ。

平成16年 外形標準課税の導入(対象法人の所得割の税率2.4%↓)

- ・ 資本金1億円超の法人に対し、付加価値額及び資本等の金額を課税標準とする外形標準課税を導入(全体の約4分の1) 付加価値割税率:0.48%、資本割税率:0.2%
※平成15年度改正→適用は平成16年度から

平成15年度与党税制改正大綱(抄)
(平成14年12月 自由民主党・公明党・保守党)

第一 基本的な考え方

6 外形標準課税

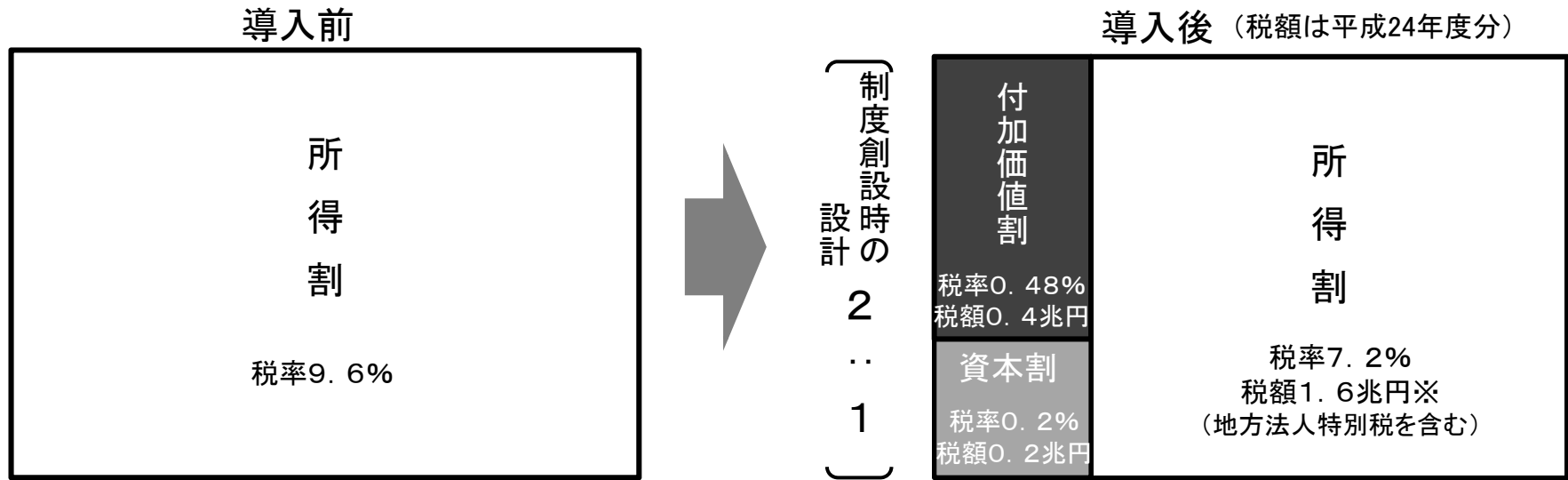
法人事業税への外形標準課税の導入は、すべての法人が、その事業活動規模に応じて薄く広く、かつ、公平に地方公共団体の幅広い行政サービスの対価を負担するものである。このことは、応益課税としての事業税の性格を明確にし、地方公共団体には、地方分権を支える安定的な地方税源を保障するものとなる等、地方税として望ましい方向の改革である。

今回、これまでの議論を踏まえ検討を行った結果、現下の景気の状態等も勘案し、平成15年度に、資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度を創設し、平成16年度から適用する。

なお、制度創設に当たっては、雇用の安定と資本の充実について十分な配慮措置を講ずるものとする。

外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))



※ 税額は、超過課税分を含まない。

〔 制度創設時の設計 1 : 3 〕

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

$$\text{付加価値額} = \left[\begin{array}{l} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

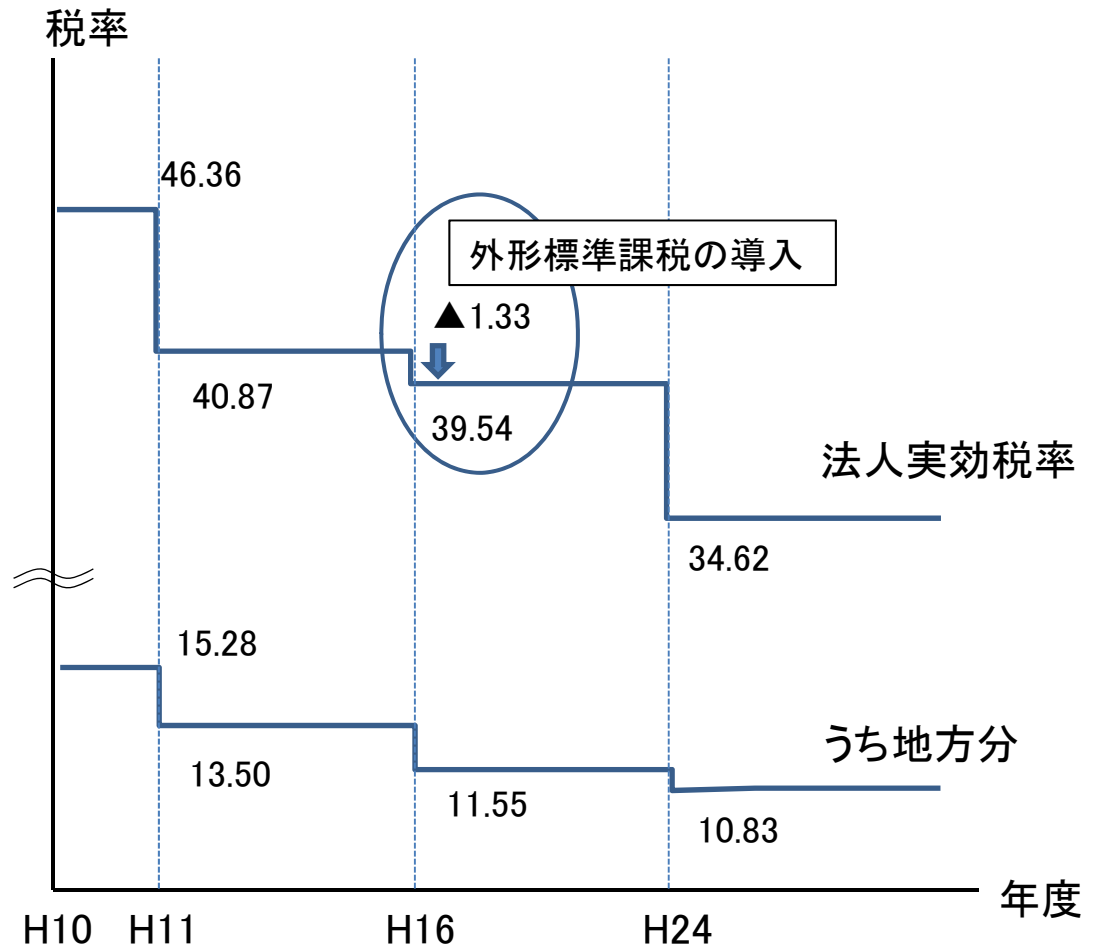
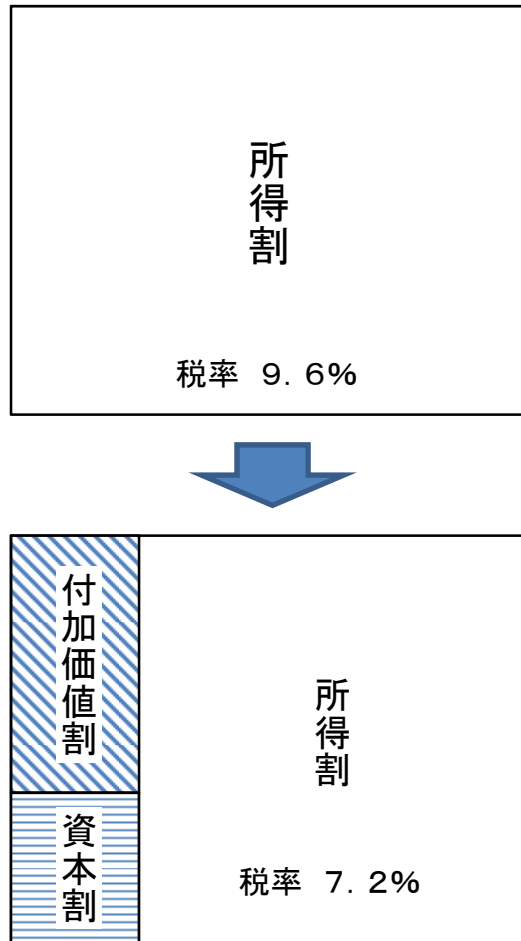
資本割

法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

$$\text{資本金等の額} = \left[\begin{array}{l} \text{資本金又は出資金の額} \\ \text{+ 資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

外形標準課税導入と法人実効税率

平成16年4月から資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税所得割の1/4に外形標準課税を導入したことにより、国・地方を通じた法人実効税率は1.33%低下 ※標準税率ベース



法人事業税の収税実績等

【改正前】

【平成26年度改正後】

【外形対象法人】 2.2兆円
 (資本金1億円超の普通法人)
 2.4万社(全法人の1.0%)

※ 収税及び法人数は、平成24年度実績

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 0.7兆円	地方法人 特別税 0.9兆円
資本割 0.2兆円		

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
資本割 0.2兆円		

【中小法人等】 1.4兆円
 (資本金1億円以下の普通法人等)
 242.9万社(全法人の98.9%)

事業税 所得割 0.8兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
---------------------	----------------------

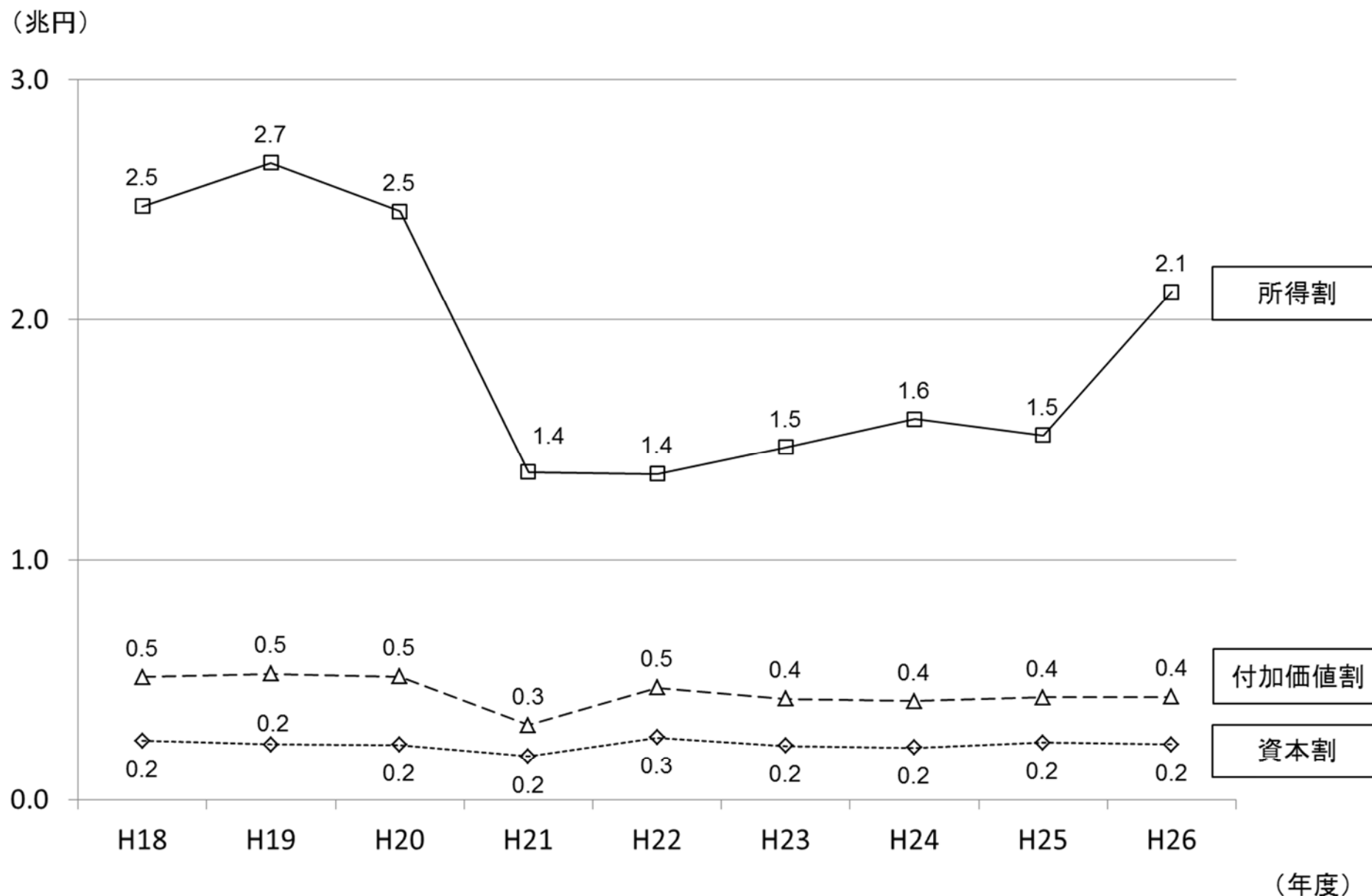
事業税 所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.4兆円
---------------------	----------------------

【収入金額課税法人】 0.3兆円
 (電気・ガス供給業、保険業)
 0.2万社(全法人の0.1%)

事業税 収入割 0.2兆円	地方法人 特別税 0.1兆円
---------------------	----------------------

事業税 収入割 0.23兆円	地方法人 特別税
----------------------	-------------

外形標準課税対象法人における所得割・付加価値割・資本割の税収推移



(注) 各割ごとの税収は、決算値であり、超過課税分を含まない。また、平成25、26年度は地方財政計画ベースの数値。

「法人税改革に当たっての基本的認識と論点」(抜粋)

平成26年6月5日
自由民主党 税制調査会
公明党 税制調査会

2 法人税の改革

(2) 法人税改革の基本的認識

(応益課税の考え方に基づく地方法人課税の改革)

- 国・地方の法人税率の3分の1が地方法人課税のものである。このため、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な要素を占める。
- インフラ整備や治安、社会保障など、行政サービスの多くは地方公共団体が直接の担い手となっていることに鑑みれば、地方法人課税については、応益課税の考え方が重要である。このため平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も、公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分ち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要がある。

また、平成26年度与党税制改正大綱においては、地方法人課税について、税源偏在の是正や、財政力格差の縮小を図るための措置を講じることとしており、今回の見直しにおいてはこれと整合性をとりながら進めていく必要がある。

3 改革の展望

- 法人課税については、少子化・高齢化が進む中で、将来のあるべき国の形を踏まえつつ、経済のグローバル化や産業構造の変化に対応した成長につながる構造に改革していく必要がある。このため、世界で行われている「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」という法人税の構造改革を行う。
- わが国が持続可能な成長を遂げるため、経済の活性化とともに、財政の健全化の両立を実現していく。法人税改革は、2020年度のPB黒字化目標との整合性を確保するため、恒久減税には恒久財源を確保するとの方針で臨む。
- こうした考え方の下、恒久財源の確保を含めて、年末に向けて議論を進め、法人税改革の具体案を得る。

「法人税の改革について」(抜粋)

平成26年6月27日
政府税制調査会

1. 法人税改革の趣旨

地方法人課税については、応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要である。応益課税としての性格の明確化や税収の安定化といった趣旨で、平成15年度には法人事業税の外形標準課税が資本金1億円超の法人を対象に導入され、すでに定着している。この外形標準課税についても、事業活動規模に対し課す税として企業間でより広く薄く負担を担う構造にするために一段の見直し求められる。また、国税と同様、企業の選択を歪めないという中立の観点からの見直しも必要である。

法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革に関連し、他の税目についても見直しを行う必要がある。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である。企業は長期の見通しに立って事業を行うために、法人税を頻繁に見直すことは望ましくなく、この観点からも恒久財源を手当てしておくことが必要である。

2. 具体的な改革事項

(8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

② 改革の方向性

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」(『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』)

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

また、外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

地方法人課税の見直しに関する地方団体からの意見

○ 全国知事会「平成27年度税財政に関する提案」（平成26年10月）

法人実効税率を引き下げられる場合には、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えないよう、恒久減税には恒久財源を確保すべきである。

なお、平成27年10月に予定されている消費税・地方消費税10%への引上げ（消費税法等改正法第3条）という状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難であり、現実的な措置ではないため、可能な限り「法人課税の中での収支中立」を優先すべきである。

外形標準課税は、努力をして成果を上げた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待でき、政府が目指す経済政策の方向性と一致するものである。（中略）

よって、応益性の強化・収支の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている大法人（資本金1億円超）について、外形標準課税（付加価値割）を拡大していく方向で検討すべきである。

なお、中小法人（資本金1億円以下）への外形標準課税の拡大については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、地域経済の実態として中小法人を取りまく環境は依然厳しいこと、中小法人の経営に対する配慮から中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要がある。

○ 全国市長会「平成27年度 都市税制改正に関する意見」（平成26年9月）

国・地方を通じた法人関係税収は、地方公共団体の行政サービスを支える上で重要な財源となっている。したがって、その実効税率を引き下げられる場合は、法人関係税に係る課税ベースの拡大等より地方交付税原資の減収分も含め必要な地稅財源を確保することを併せて検討し、都市自治体の歳入に影響を与えないこと。

○ 全国町村会「平成27年度税制改正に関する要望」（平成26年10月）

地方法人課税に関する検討にあたっては、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めするために課税するものであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別市町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に検討すること。

また、法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

[税収]

都道府県：7,299億円

市町村：18,854億円

均等割

資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)

市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,365億円 市町村：3,983億円

法人税割

法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の5% [法人所得の1.28%相当] (制限税率6%)

[3.2% [法人所得の0.82%相当] (制限税率4.2%)]

市町村民税：法人税額の12.3% [法人所得の3.14%相当] (制限税率14.7%)

[9.7% [法人所得の2.47%相当] (制限税率12.1%)]

[税収] 都道府県：5,924億円 市町村：14,871億円

※下段の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度より適用される税率

* 税収は、平成24年度決算額（超過課税を含まない。）

法人住民税均等割の税率

道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業者数により税率を設定

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	

「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(平成25年11月)」 (資本割部分抜粋)

外形標準課税のうち現行の資本割については、自己株式の取得により、大きな資本金をもつ企業が資本割を課税されていない状況がある。資本割が法人の事業活動規模をある程度示すものとして課税される趣旨を踏まえれば、その是正を図るべきである。

法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(抄)

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

(中略)

現在、資本金等の額と従業者数に基づいた区分に応じ課税されている法人住民税均等割についても増額し、法人所得に対する税負担を軽減することが望ましい。また、資本金等の額や従業者数は、いずれも企業規模をみる指標としては意味が薄れている。このため、法人住民税均等割の増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきである。

1 法人当たり負担変動(H25速報値ベース)

【全法人】

(単位:百万円)

資本金区分	外形1/2拡充 (所得割7.2%→4.8%)			外形5/8拡充 (所得割7.2%→3.6%)		
	資本割廃止 付加価値割0.48%→1.44%	資本割0.2%(固定) 付加価値割0.48%→1.2%	資本割0.2%→0.4% 付加価値割0.48%→0.96%	資本割廃止 付加価値割0.48%→1.8%	資本割0.2%(固定) 付加価値割0.48%→1.56%	資本割0.2%→0.5% 付加価値割0.48%→1.2%
100億円以上	▲ 45	▲ 19	6	▲ 55	▲ 29	9
100億円未満50億円超	▲ 1	0	2	▲ 1	1	3
50億円以下10億円超	4	1	▲ 1	4	2	▲ 2
10億円以下1億円超	3	1	▲ 1	3	1	▲ 1
計	▲ 0	▲ 0	▲ 0	▲ 0	▲ 0	▲ 1

【欠損法人】

資本金区分	外形1/2拡充 (所得割7.2%→4.8%)			外形5/8拡充 (所得割7.2%→3.6%)		
	資本割廃止 付加価値割0.48%→1.44%	資本割0.2%(固定) 付加価値割0.48%→1.2%	資本割0.2%→0.4% 付加価値割0.48%→0.96%	資本割廃止 付加価値割0.48%→1.8%	資本割0.2%(固定) 付加価値割0.48%→1.56%	資本割0.2%→0.5% 付加価値割0.48%→1.2%
100億円以上	▲ 5	75	155	33	113	233
100億円未満50億円超	3	16	29	12	25	44
50億円以下10億円超	6	11	15	12	16	22
10億円以下1億円超	3	3	3	4	4	4
計	3	9	16	7	14	24

【利益法人】

資本金区分	外形1/2拡充 (所得割7.2%→4.8%)			外形5/8拡充 (所得割7.2%→3.6%)		
	資本割廃止 付加価値割0.48%→1.44%	資本割0.2%(固定) 付加価値割0.48%→1.2%	資本割0.2%→0.4% 付加価値割0.48%→0.96%	資本割廃止 付加価値割0.48%→1.8%	資本割0.2%(固定) 付加価値割0.48%→1.56%	資本割0.2%→0.5% 付加価値割0.48%→1.2%
100億円以上	▲ 63	▲ 61	▲ 59	▲ 93	▲ 91	▲ 89
100億円未満50億円超	▲ 3	▲ 6	▲ 8	▲ 6	▲ 9	▲ 12
50億円以下10億円超	3	▲ 2	▲ 7	2	▲ 3	▲ 10
10億円以下1億円超	3	0	▲ 2	3	0	▲ 4
計	▲ 1	▲ 4	▲ 7	▲ 3	▲ 6	▲ 10

※ 影響額は、平成25年度の速報値を基に算定した額であるため今後変動しうる。